(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢ケ谷川支川右支渓一
(二) 砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第七百二十五号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から二一九度五六分一一秒
一一三〇・〇〇五メートルの地点　一号
標柱一号から一九八度一分一八秒
四〇・七八五メートルの地点　二号
標柱二号から二三六度四七分二六秒
六〇・四二七メートルの地点　三号
標柱三号から二五三度一三分六秒
八〇・〇九〇メートルの地点　四号
標柱四号から三五八度四八分三四秒
一一九・六三七メートルの地点　五号
標柱五号から八五度一二分四一秒
七一・五二八メートルの地点　六号
標柱六号から一〇九度四五分四九秒
六九・四五一メートルの地点　七号
二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ミヤリ川左支渓
(二) 砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域（昭和五十五年建設省告示第七百二十六号及び平成十四年国土交通省告示第八百三十八号で指定した土地の区域を除く。）
基準点から二五三度五四分五九秒
八九二・四三二メートルの地点　一号
標柱一号から一三度五一分五五秒
三六・二二六メートルの地点　二号
標柱二号から三七度四九分六秒
七五・七七二メートルの地点　三号
標柱三号から九七度二四分一六秒
七五・七七二メートルの地点　四号
標柱四号から一九三度五四分三四秒
八〇・四〇三メートルの地点　五号
標柱五号から二四九度二六分五八秒
六・四八七メートルの地点　六号
標柱六号から一〇度五三分一一秒
一三・五八一メートルの地点　七号
標柱七号から七度三三分五秒
三・八五〇メートルの地点　八号
標柱八号から三五八度五分九秒
四・二八一メートルの地点　九号
標柱九号から三四七度三八分四四秒
一〇九・二一七メートルの地点　十号

○国土交通省告示第七百九十七号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第六条第一項の規定により、次の土地において、平成二十一年度から砂防設備工事を施行するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第四条第一項の規定に基づき、告示する。
平成二十一年七月二十四日
国土交通大臣　金子　一義
一(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
矢ケ谷川支川右支渓一
(二) 砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二一九度五六分一一秒
一一三〇・〇〇五メートルの地点　一号
標柱一号から一九八度一分一八秒
四〇・七八五メートルの地点　二号
標柱二号から二三六度四七分二六秒
六〇・四二七メートルの地点　三号
標柱三号から二五三度一三分六秒
八〇・〇九〇メートルの地点　四号
標柱四号から三五八度四八分三四秒
一一九・六三七メートルの地点　五号
標柱五号から八五度一二分四一秒
七一・五二八メートルの地点　六号
標柱六号から一〇九度四五分四九秒
六九・四五一メートルの地点　七号
二(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
ミヤリ川左支渓
(二) 砂防法第二条の土地の表示
広島県広島市安佐北区あさひが丘一丁目九番内四等三角点後山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十号までを順次結んだ線及び標柱一号と十号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二五三度五四分五九秒
八九二・四三二メートルの地点　一号
標柱一号から一三度五一分五五秒
三六・二二六メートルの地点　二号
標柱二号から三七度四九分六秒
七五・七七二メートルの地点　三号
標柱三号から九七度二四分一六秒
七五・七七二メートルの地点　四号
標柱四号から一九三度五四分三四秒
八〇・四〇三メートルの地点　五号
標柱五号から二四九度二六分五八秒
一〇九・二一七メートルの地点　六号
標柱六号から一〇度五三分一一秒
一三・五八一メートルの地点　七号
標柱七号から七度三三分五秒
三・八五〇メートルの地点　八号
標柱八号から三五八度五分九秒
四・二八一メートルの地点　九号
標柱九号から三四七度三八分四四秒
六・四八七メートルの地点　十号

○防衛省告示第百三十六号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十一年七月二十四日
防衛大臣　浜田　靖一
日時　平成二十一年八月四日（予備、同月五日）の一三〇〇から一七〇〇まで
区域　野島埼南方の次の(ア)から(エ)までの四地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(エ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三四度三五分一二秒　東経一四〇度一六分四四秒
(イ) 北緯三四度〇八分一二秒　東経一四一度〇一分四四秒
(ウ) 北緯三三度四四分一二秒　東経一四〇度二二分四四秒
(エ) 北緯三四度三一分一二秒　東経一四〇度〇七分四四秒
実施艦等　自衛艦一隻　航空機一機
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

○防衛省告示第百三十七号

海上における射撃訓練を次のとおり実施する。
平成二十一年七月二十四日
防衛大臣　浜田　靖一
日時　平成二十一年八月十三日（予備、同月十四日）の〇六〇〇から一八〇〇まで
区域　豊後水道南方の次の(ア)から(カ)までの六地点を順次結んだ線及び(ア)の地点と(カ)の地点を結んだ線により囲まれる区域
(ア) 北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(イ) 北緯三二度四二分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(ウ) 北緯三二度二八分一三秒　東経一三三度二九分五一秒
(エ) 北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度五九分五一秒
(オ) 北緯三二度三六分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
(カ) 北緯三二度四八分一三秒　東経一三三度三七分五一秒
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練等は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃等海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。

日時　平成二十一年八月六日（予備、同月七日）の〇八〇〇から一七〇〇まで
区域　五島列島南方の次の経緯度線により囲まれる区域
(ア) 北緯三二度二〇分一二秒
(イ) 北緯三二度四七分一二秒
(ウ) 東経一二八度四五分五二秒
(エ) 東経一二九度〇九分五二秒
実施艦　自衛艦二隻
その他　一　射撃訓練は、前記区域に航空機が存在しないこと、また、射撃海面に船舶等が存在しないことを確認しながら実施する。
二　実施中は、実施艦に「B」旗を掲揚する。
三　前記区域の各点の経緯度は、世界測地系の数値である。